様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処分の名称	さいたま市青少年宇宙科学館の利用許可
根拠条例·規則名	さいたま市青少年宇宙科学館条例
条項	第6条、第7条
所 管 部 課	教育委員会事務局 生涯学習部 青少年宇宙科学館 (電話:048-881-1515)
審 基 準 (未設定の理 合 は そ の理 由) 準	以下の要件に該当しないこと。 (1) 科学館の設置の目的に反すると認められるとき。 (2) 公益を害する恐れがあると認められるとき。 (3) 科学館の施設を毀損する恐れがあると認められるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、科学館の管理上支障があると認められたとき。
設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 (未設定の場 合はその理 由)	未設定申請を受理次第、直ちに処理している。
間一設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考	